

○常滑市資源ごみ回収報奨金交付要綱

平成4年4月1日要綱第1号

改正

平成22年4月1日

令和2年12月1日

令和6年6月1日

常滑市資源ごみ回収報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の資源ごみ回収実施団体（以下「団体」という。）に対し、報奨金を交付することにより、ごみ減量及び資源の有効利用並びに市民のごみ問題に対する認識を深めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源ごみ 古紙、布類、金属類、アルミ缶、スチール缶及び牛乳パックの再生可能な物をいう。
- (2) 資源ごみ回収実施団体 子供会、PTA、老人クラブ、町内会等地域住民で組織される概ね20人以上の団体（営利を目的としない団体に限る。）で、第5条の規定により市長に届出した団体をいう。
- (3) 資源ごみ引受業者 資源ごみ回収実施団体が回収した資源ごみを引き受ける業者をいう。

(交付対象)

第3条 報奨金は、資源ごみ引受業者に資源ごみを搬入した団体に交付するものとする。

(報奨金の交付額)

第4条 報奨金は、次の各号に掲げる額を交付するものとする。

- (1) 古紙 1kgにつき4円
- (2) 布類 1kgにつき4円
- (3) 金属類 1kgにつき4円
- (4) アルミ缶 1kgにつき4円
- (5) スチール缶 1kgにつき4円
- (6) 牛乳パック 1kgにつき4円

(届出)

第5条 報奨金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ資源ごみ回収実施団体届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(報奨金の交付申請)

第6条 報奨金の交付を受けようとする団体は、特段の事由がない限り、資源ごみを搬入した年度の末日までに請求書（様式第2号）に資源ごみ引受業者が発行した明細書を添えて市長に提出しなければならない。

(報奨金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された請求書を審査し、報奨額を決定して団体に通知するものとする。

(報奨金の返還)

第8条 市長は、団体がこの要綱に違反し、又は虚偽その他不正な手段により報奨金を受けたときは、報奨金の全部又は一部について返還を命じることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、報奨金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。